

受理第30-6号

請願書

件名

宇治市民会館・公民館の建て替えを求める請願

紹介議員

宮本 繁夫、水谷 修、山崎 恭一、坂本 優子、
山崎 匠、大河 直幸

請願趣旨

宇治市は、市民が愛着をもって長年利用してきた宇治市民会館・公民館は、JRの借地契約が更新できない、耐震に問題があるなどの理由で今年の3月末で閉鎖されました。年間7万人近い利用者がありましたが、今後の方針は何も示されていません。宇治市民会館・公民館が閉鎖されて以降、社会教育団体や公民館サークルは活動が大きく制限されています。

活動の場を探すだけでも困っている状況で、別の施設に活動の場を移したところでも活動に大きな制限を受けています。

市は、今後4年間で85億円の収支不足が生じるので事業や公共施設の使用料の見直しをすると広報誌で何度も説明されています。そのため今年度は敬老会などもなくなり、7月からは公共施設の使用料の一斉値上げが行われました。今後もさらに市民サービスの削減が検討されると聞いています。しかし、その一方で、(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業には総額88億円を投じようとしています。市民には財政が厳しいと市民サービスカットや負担増を行う一方で、市がやる事には巨額の予算をつぎ込む事は、税金の使い方と政策判断をあやまっているとしか思えません。

近年の頻発する災害の発生や少子高齢化、人口減少のなかで、今ほど市民と行政の協同、年齢を超えたコミュニティづくり、まちづくりが必要ではないでしょうか。そのためにも、市民の学びの場、交流の場、活動の場である市民会館・公民館が必要です。

地方自治法244条に「地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもって利用に供するための施設を設けるものとする」とあります。しかし、現在計画されている歴史公園は、目的も事業手法も運営面でも、市民のための施設とは言えないと思います。

9月の議会で事業者との契約が提案され採決される予定であると聞きました。議会におかれでは、この事業が本当に市民のための事業といえるかどうか、もっと市民の声を聞いて頂くようお願い申し上げます。

請願項目

一、宇治市民会館・公民館を建て替えること

二、(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業を見直すこと

平成30年9月14日

宇治市議会議長 坂下弘親 様

請願者 酒井幸代

請願者 幸田とも